

生活保護法「改正」案の廃案を求める

1 現在、国会で生活保護法「改正」案が審議されている。

この「改正」案には、以下のような生存権（憲法25条）を侵害する重大な問題が含まれている。

2 まず、「改正」案は、生活保護の申請は申請書を提出しなければならず、その申請書には厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないとされていた（24条1項、2項）。これは、口頭でも申請ができるという確立された判例を法律により覆し、申請書の提出や添付書類が整っていないことを理由に申請を拒否することを可能とするものであり、違法な「水際作戦」を合法化するものであった。

この点に関して国民からの批判の声を無視できなくなり、自民党、公明党、民主党、みんなの党の4党が、申請書や添付書類の提出規定を修正し、「特別な事情がある場合はこの限りでない」との修正がなされた。

しかし、国民年金法、雇用保険法など主要な手続きについて、申請書の提出を要件として法律に明記しているものはない。また、「特別な事情」は福祉事務所が判断するので、申請書や添付資料がないことを理由にした申請拒否が生じるおそれは払しょくできない。

国連社会権規約委員会は、日本政府に対し、生活保護の申請手続を簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう求めており、今回の「改正」案は、社会権規約委員会の要求に逆行するものである。

3 次に、「改正」案は、28条2項は扶養義務者に「報告を求めることができる」と規定し、29条1項は要保護者や被保護者であった者の扶養義務者に「官公署…対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行、信託銀行…雇主その他の関係者に、報告を求めることができる」と規定し、24条8項は保護の開始決定前に「当該義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない」と規定している。

すなわち、要保護者の扶養義務者は、収入や資産について報告を求められ、要保護者や過去に生活保護を受給していた者の扶養義務者は、官公署や金融機関、雇主まで調査されることとなる。そして、報告や調査がされることを保護開始決定前に扶養義務者に対して通知することになると思われる。

現在だけでなく過去に生活保護を受給していた者の扶養義務者まで調査が及ぶことになれば、扶養義務者は本人に生活保護を受給させないように無理しても扶養したり、本人に申請をしないように働きかけることが予想される。

また、現在行われている扶養照会によっても、親族に知られることをおそれ申請をためらう生活困窮者が多く、「改正」案では親族に迷惑をかけることをおそれいっそう申請を辞退する生活困窮者が続出すると予想される。これでは、扶養を行うことが事実上要件化することとなる。

厚生労働省は「相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意された」と通知を出しているが、「改正」案は、法律により扶養義務を事実上要件化し申請権を侵害するものである。

4 「改正」案には、その他にも受給者に後発医薬品の使用を促したり、健康の保持・増進、収入、支出その他の状況を適切に把握する生活上の義務を課すなど問題点が存在する。

5 生活保護は最後のセーフティネットであり、貧困が拡大している今日ではその充実こそが求められている。厚生労働省の発表によっても生活保護制度の補足率は15.3%から32.1%であり（2010年4月9日）、生活困窮者が生活保護を容易に受給できるようにすることである。

「改正」案は、生活困窮者を生活保護から締め出すものであり到底容認できない。

自由法曹団は、生活保護法「改正」案の廃案を求めるものである。

2013年6月19日

自由法曹団
団長 篠原 義仁